【注意】中小通販事業者に対する、「詐欺まがいテレビショッピングへの勧誘行為」が頻発！（第二報）

２０１２年頃より、北海道札幌市の広告代理店と称し、中小の通販業者に対する詐欺まがいの「テレビショッピング」への参入を促す営業行為が頻発しています。

その営業手口は「衛星放送やケーブルテレビの通販番組で貴社の商品を紹介する。
ネット販売では１日数個しか売れなかったものが、放送後には数百個に跳ね上がる」というもので、根拠を示さず強引に勧誘、映像制作料金として４０～５０万円程度の前払いを要求するというものです。

しかし当協会に寄せられる相談内容は、多くが「放送はされたが、結果売上がゼロだった。支払った費用ばかりでなく、売上を期待して仕入れた商品が無駄になった」というものですが、昨今では前金を支払ったにもかかわらず、放送実績さえなかったという被害も出始めています。

勧誘は、小規模のネット販売を行っている遠隔地の小売業者をターゲットに行われているものと推測されます。被害に遭った際には、お近くの警察、または弁護士にご相談下さい。

本件についてのお問い合わせ先
（公社）日本通信販売協会　消費者相談室
八代　修一
TEL:03-5651-1155　FAX:03-5651-1199
【通販110番】TEL:03－5651－1122